

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和4年12月14日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：山中委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから12月14日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問をお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

タシマさん。

○記者 共同通信のタシマと申します。よろしく願いいたします。

今日の会合の議題1についてのお伺いなのですが、今日、新制度への移行準備期間についての議論がありましたが、現行制度から新制度への移行期間中の審査についての課題は、委員長はどのように捉えていらっしゃいますでしょうか。

○山中委員長 まず今日、旧制度から新制度への移行をどのようにするかということについて議論をさせていただきました。いわゆる、30年を超えた原子力発電所というのは、今十数基ございまして、その中でこの審査の対象になり得るものというのはいくつかございまして、それが旧制度から新制度に移行していくという、これをうまく交通整理をしないと、より移行が滞る、審査が滞るということになりますので、そこが非常にキーになるポイントかなというふうに思います。

○記者 その審査の滞りを解消するために、今日の午前中の会合でもいろいろと議論がありましたけれども、こういった工夫が必要と考えていらっしゃいますか。

○山中委員長 概ね審査の中身というのは、委員の先生方は異論のなかったところかと思えます。これまでのいわゆる30年、40年、50年の高経年化技術評価あるいは運転期間の延長の認可制度、これを継承するというものについての御異論はなかったと思えますので、それについて、旧制度で評価をして合格をしているプラントについて、新制度に申請をしていただいて、審査をして認可をするという、そういうプロセスを必ず経ないといけませんので、まず準備期間の間、施行期日の前に、いわゆる準備段階でそういう作業をしていかどうかというのを委員の間で議論をさせていただいて、それはよかろうということになりましたので、そのいわゆる交通整理をする必要がある。

一気に、例えば十数基出てきましても、そんなに同時に審査はできませんので、そこは恐らくこれから制度がきちんと固まって、意見交換をさせていただいて、順番をどういうふうにするのかというのを、協議をさせていただく必要があるかなというふうに思っています。

○記者 では、その事業者側にもそういった審査の、スムーズな審査への協力を仰ぐとい
いますか、そういった要請をしていくという理解でいいのでしょうか。

○山中委員長 恐らく事業者は事業者で御希望は各社あると思うのですが、その辺
りをやはり意見交換させていただいて、適度な順序あるいは基数で申請をしていただく
ということをしないと、双方支障が出る可能性がありますので、そこは調整というところ
かなというふうに思っています。

○記者 では、多分年内にもあると言われる意見交換会の後にも、密に連絡を取っていく
というようなイメージでしょうか。

○山中委員長 公開の場でそういう意見交換をさせていただくということが、まず基本か
なというふうに思います。

○記者 ありがとうございます。

すみません、確認なのですが、今、新規制基準の審査中のプラントもあるかと思
うのですが、新制度への移行期間中に今動いているものの審査されるということ
で、準備期間中に、今現在、新規制基準への適合性を審査しているプラントについて
は、それは審査はストップするとかそういったことはないのでしょうか。

○山中委員長 少なくとも私の認識ですが、現行の申請が出てきている今の制度で
審査が始まっているものについて審査を止めるということは、私としてはそういう認識
はございません。審査を継続しているものと。

○記者 すみません、ありがとうございます。

○司会 ほかにいかがでしょうか。

マサノさん。

○記者 フリーランスのマサノです。

今の続きなのですが、準備行為における審査の在り方ということで、本日やり
取りが伴委員と金城課長の間であったことについてなのですが、伴委員のほうから、
原子力規制委員会が既に確認している内容を活用して、合理的な審査を行うことが
可能と考えられるという箇所について質問されて、金城課長は確認した範囲で申請する
ように事業者に対して言うというようなことをおっしゃっていたのですね。

そうすると、ちょっとピンポイントでいきなり細かい質問で恐縮ですが、既に30年の
評価を受けたものについては、それと同じものを出してきてくださいよ、その範囲で
出してきてくださいよと、わざわざ規制庁のほうから事業者に伝えて、右から左へと、
はい、オーケー、合格ですというふうにしか聞こえなかったのですが、この点はど
うでしょうか。

○山中委員長 少なくとも、高経年化技術評価で取得していただいたデータはそのまま生
きると思います。ただし、今後10年間の間のいわゆる高経年化した原子炉に対する評価
を求めているわけですから、それについてはデータに基づいてきちんと評価をしてくだ

さいねという、そのままデータをつけて前のままの書類でオーケーというような認識では私はありませんので。高経年化技術評価のデータはそのまま使っていただいてもいいけれども、そのデータを使って10年間、健全に原子炉を動かせるかどうかを評価してくださいという、ディテールはこれから議論しないといけないところだと思うのですけれども。

データはそのままというか、申請書はそのまま何か貼り付けて合格という、伴委員もそういうニュアンスで言われたのではないという認識ではいるのですけれども。

○記者 すみません、その点については、石渡委員と委員長の間で、本日劣化評価等の技術的内容を変更する必要がないという点について、石渡委員が何か質問されたのに対して、今おっしゃったように、山中委員長はそのデータの取り方は変わらないけど、審査方法などは厳しくなる方向で考えていますというようなお返事をされていたのですが、その意味が全く取れなかったのですが、データは同じものを取るとして、事業者側にそれを評価させる、そのさせ方をこれから議論してもっと厳しくさせる。

つまり、例えば今まで文書の評価結果だけを見てたものをデータの元データまでを遡って審査するのか、その辺、どういう意味で厳しくなる方向でと石渡委員にお答えになられたのでしょうか。

○山中委員長 少なくとも、今、高経年化技術評価ではデータそのものは添付資料としてつけられているもので、データそのものを評価、審査をしているわけではありませんので、そこを、データそのもののいわゆる審査をしましょう、あるいはデータの測定方法そのものを審査の中で見ていきましょうという、そういうところはより厳格な評価になっていますと、私はそう答えたつもりなのですけれども。

○記者 その点については、ちょっとまた後で質問させていただきます。

ちょっと別の観点からなのですが、国会のほうで審議が行われたときに、委員長は自民党の細田議員に対して、これまでより高い頻度で厳格な審査を行うことになるかと答弁されたのですが、この高い頻度というのは、30年と、40年とやるわけですから変わらないのではないのでしょうかということが1点と。

もう一つが、延長審査の中で行われていた特別検査については、40年目にやっていたものを30年目にやるというニュアンスで私は理解していたのですが、杉山委員もどうもそのように理解をされていたということと11月30日に言われていたと思うのですけれども、これに対し、40年が基本だと思うがと片山長官が審議の中でおっしゃられて、40年でできるように備えろと要求をするのがいいのか、それよりも後になることを許容してもいいのかとか、40年というのを意識してやれというような要求するのがいいのかどうかは検討の余地があるという理解でいいかと言って、それがそのままスルーされているのですが、長くなりましたが、特別点検は30年でやるというなら厳しくなるのだろうかと、内容的にはそう思うのですが、その理解が間違っているのか。

そして、片山長官は40年よりも後になってもいいのではないかと、議論の余地があるの

ではないかとおっしゃったのですが、その点はどのようなのでしょうか。

- 山中委員長 若干誤解があるかなと思いますのは、いわゆる未適合炉の話と、今適合して運転の準備を始めている、あるいは運転をしている炉に対する高経年化評価の話というのが、多分ごっちゃになって理解をいただいているのかなというふうに思いますので、まず整理をしていただきますと、少なくとも今新規基準に適合して運転をしている、あるいは運転に備えている炉についての高経年化評価なのですが、少なくとも法に基づく認可制度は1回しか行われておりません、40年だけ。

これは、40年に高経年化技術評価でやられているデータの取得にプラスアルファして、40年では特別検査というものを行って、それを評価をして、評価方法も審査の中で見て、40年の認可をしているというのが今の実情です。

実際、30年と50年、50年はまだやった経験はありませんけども、30年については高経年化技術評価、あるいは40年についても高経年化技術評価というところでデータを取得して、いわゆる添付書類として提出をさせていると。データそのものの評価は、30年と50年では実はやっていないわけです。

もちろん審査官はデータを見るのですが、データそのものの審査をしていないと、あるいはデータの取得方法についても審査をしていないということで、30年も50年も、これから行われる50年も、40年も全部そのデータそのものを審査の対象といたしましよと、あるいはデータの取得方法も審査の対象としましよというものが、いわゆるより間隔を短く、より厳正な評価ができますよという、細田先生に対する私のお答えの意味はそこにございます。

- 記者 長くなるので、後ほどまた質問させていただきます。ありがとうございます。

- 司会 ほかに御質問はありますか。

エンドウさん、お願いします。

- 記者 共同のエンドウです。お疲れさまです。

すみません、関連しまして今日の議題の1について、今日石渡委員からも出ていましたけど、ちょっとそもそも論のところから始めさせていただきたいと思います。

まず、今回エネ庁のほうで検討されているのは、停止期間を除外して60年超の延長を可能にするという内容です。これであれば、そもそも今までの30年、50年に関しては大きな変更は基本的にはしないということで、委員会としても、前々回に了承しているところだと思いますけども、そもそもこの状態であれば、大きな変更というのは必要なかったのではないかとというふうに捉えても間違いではないのかなと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

- 山中委員長 少なくとも、運転期間に対して、どういう考え方で案がまとめられるかというのが分からない状態で、検討を始めました。少なくとも、期限がないというような状態に対しても、高経年化した原子力発電所の安全規制がきちんと担保できるような、

まず大枠を考えないといけないということで考え始めたのがスタートです。

その大枠というのが、30年を超えたら10年ごとに申請をしていただいて、認可をして、認可をされたものについて運転を継続できる、最高10年間運転が継続できるというそういうルールをまず考えました。

少なくともその大枠については、仮にこれから何か運転期間についての変更があった場合でも、恐らく対応はできるだろうなという、世界的に見ても恐らく対応はできるだろうなというふうに思っています。

ただ、どういうことを申請で求めるか、あるいはどういう検査を求めるかということについては、当然程度の問題がございますし、今御指摘いただいたように、現状の資源エネルギー庁の原子力小委で、今回出された結論で考えますと、実際は実運転期間は60年程度で停止期間がそれにプラスアルファされるということで、実際、委員の先生方の御意見も、30年、40年、50年の申請については、今までどおりでいいのではないかと、60年については少しこれから検討しましょうという、いわゆる検査の中身については、あるいは申請の中身についてはそういう御議論があったかと思えます。

ただし、これから先、運転期間については、まだ変更される余地というのはございますし、それに対して大枠というのは十分対応できているかなと。ただ、申請の中身とかあるいは要求するデータというのは、今後検討する余地はあるかなというふうに思っています。

○記者 一方で、マンパワーなんかを考えますと、かなり厳しいことになるということ懸念されていることは、委員会でも、山中委員長もはじめ複数の委員から出ていらっしやったと記憶しています。

これ、結局厳しくすることによって、自らの首を絞めているようにも捉え方によってはできるかと思うのですが、わざわざ今までの規則を法律までに上げてやる意味というのは、今の現行を、逆に言うと否定してしまうことにも、問題があったから変えるということにもなってしまうかねないかなと思うのですが、この点はいかがでしょう。

○山中委員長 基本的に、今の検査あるいは審査の在り方というものも否定をしているわけではありませんし、その項目については否定をしているわけではありません。

ただ、運転期間というのは、我々は意見を申し述べる立場にないというそういう見解を決めておりますので、これについては変化が起きる可能性がございますので、それに対して、柔軟性を持った規制制度を設計しておく必要があった。そのために、10年ごとという、最大10年ごとという申請の期間を設けて30年以降はそういうふうな申請を行って認可制度を設けるといって、そういう制度を設けたわけで、これはもうあくまでもその運転期間次第というところはございますけれども、最初、こういう制度に変更するときというのは、今日も議論がございましたけれども、非常に大変なのは大変ですけども、一応いかような制度になろうとも対応できるような、規制の準備は十分できたかなとい

うふうに思っています。

- 記者 あと、一方で今回の法制度の、制度が変わることによって、今まで例えば40年といわゆる即死になっていた原発については、動かそうと思えば申請はできるようになる。逆に言うと、ゾンビのような状態で、残存ができるようになるというかと思うのですが、この点は逆に結果としては緩くなると思うのですが、逆に、推進側にはメリットだと思いますし、この点はいかがでしょうか。
- 山中委員長 運転をされるかどうかというのは、事業者の判断だろうと思いますし、逆にこれまでも議論があったと思うのですが、止めているほうがひょっとして得になるのではないかという御意見もあったかと思うのですが、実は止めることによって当然自事業者としては収益が上がらないわけですし、止めている間に本来取るべきデータというのが取れなくなるわけですから、当然遠い将来まで予測するためのデータというものの取得というのが運転していないことでできなくなるわけで、そういうデメリットというのも、もちろん事業所は止めていることで被るわけですよ。そういうデメリットもあるのだと。むしろ、私はデメリットのほうが多いかなというふうに思いますけれども。
- 記者 ちょっと具体的に、すみません、重ねて恐縮ですが、例えば廃炉にしないことによって、多分これは規制委さんの職掌を離れたところですが、バランスシート上は負債を抱えずに済むので、極めてメリットは大きいと考えますが、この点はいかがでしょうか。
- 山中委員長 そういう観点で止まっている原子炉というのを見たことはないのですが、少なくとも未申請というのはあまりよい状態ではないかなとは思いますが、ただ未適合炉というものそのもの、いわゆる新規制基準を出して、まだ合格していない炉と未適合炉というの、我々から見たいわゆる安全な状態というのはほぼ同じような状態なので、同じような規制をかけていけばそれで十分かなというふうに思っています。
- 記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はいかがでしょうか。

ヤマノさん。

○記者 すみません、朝日新聞のヤマノと申します。

関連でお伺いしたいのですが、いわゆる今までのお話ですと、例えば利用政策側で、最初から60年の枠は維持した状態で停止期間を除外するという案が出てきた場合というのは、現行制度で60年の審査のところだけ考えると、そういう可能性もあったというふうなことなのでしょうか。

○山中委員長 先ほどもお答えをさせていただきましたけども、この制度を考え始めたときというのは、まず期限がもしなくなったときに、でも高経年化した原子力発電所の安全規制が保てるような、まず大枠のルールをつくりましょうということでスタートをし

ています。

少なくとも、何らかの運転期間に対して今回制限がかなり加わったわけですが、そうなってくると、例えば60年で何を見ないといけないか、あるいは50年、40年で何を見ないといけないかというところが多分変わってくる。スタートは、期限なしということが仮に設定されたときに、高経年化した原子炉の安全性が担保できるような、審査検査制度というのはどういうものかということを考えてということでスタートをしていますので、スタートはそこにあつたというところでございます。

○記者 今日御議論で杉山委員とか皆様からありましたけど、いわゆる最初の段階では、80年とか90年とか100年とか、そういったものにも対応しないといけないというお考えがあつて、今回のようなそこにも対応できる案というのができてきたというようなお話があつたのですけれども、委員長御自身のお考えとしても、最初のときというのは、そういう80年とか90年とかそういう高経年化した炉についての御対応というのも頭の中におありになったのでしょうか。

○記者 80年とか90年で基準を満たすかどうかというのはもちろん分かりませんが、それぞれの論理によって変わってくると思いますけれども、少なくとも運転期間はという期間になっても基準を満たすかどうかをきちんと判定できるような、そういう審査制度あるいは検査制度を導入したい。世界的に見ても遜色のないものを導入したいというのが出発点にありましたし、現時点でも運転期間についてはこれからも当然政策側の御判断になりますので、当然短くなったり長くなったりというのはあり得る話なので、そこが仮に変化があつても今のルールを変えることなしに審査の項目だけを仮に充実させる、あるいは変化をさせることで対応ができるというふうに今考えています。

○記者 そういった意味で、今回の議論の出発というのが、どういう運転期間の定めになろうとも対応できる案を考えようということでスタートされていると思うのですけれども、一方でそれはその段階ではまだ経産省の案が分からなかったということでそうなっていると思うのですけれども、経産省の側が最初の段階で40年ルールの大枠は維持した上で、停止期間だけ除外するという、そういう案が最初に知らされたというか、その案を基に規制を考えるみたいなことがあつた場合というのは、今回のようないわゆるどういう案が来ても対応できる案というよりは、運転期間側の延長に対応した案というのが出てきていた可能性というのはあるのですか。

○山中委員長 これまでもお話をしていますように、運転期間については政策側の御議論なので、これからどういうふうに変化するかというのはまだ分からないということです。今回は少なくとも60年プラス停止期間という案が有望視されておりますけれども、これからどうなろうとも、我々の規制があまり影響を受けずに評価ができるように、あるいは審査ができるように制度設計をすることができたかなというふうに思っています。

大枠は恐らくこれは維持することになろうかと思ひますし、あとはいわゆる申請のどういう内容を申請で要求するかというところをうまく工夫をしていけば、それなりに年

数が仮に延びたとしても、あるいは短くなったとしても対応できるかなというふうに思っております。

○記者 分かりました。ありがとうございました。

○司会 ほかいかがでしょうか。

ヤマノウチさん。

○記者 電気新聞のヤマノウチです。

話が変わって恐縮なのですが、今週月曜に CNO との意見交換会が行われまして、BWR の 10×10 燃料が議題になりました。年度内には型式証明の申請がありそうなのですが、思ったより申請が早そうだったなという印象をお持ちでしょうか。

○山中委員長 10×10 燃料については、CNO 会議などで、前委員長もそうなのですが、私も 10×10 燃料と ATF（事故耐性燃料）については何かアクションを起こされたらどうですかというのは、意見として申し上げておりましたので、特に 10×10 燃料についてこういう申請がある、あるいは ATF についてこういうふうな事業者側からアクションがあるということについては特に驚きはございません。

ただ、CNO との会議の中でもお話ししましたけれども、今、BWR については複数の審査が並行して進んでおりますので、規制委員会、規制庁側のリソースの問題もございませぬので、その辺りのバランスを考えながら審査を進めていく必要があるかなと。そこについては事業者のほうも理解をしていただいたのではないかなというふうに思っています。

○記者 その中で、委員長が 10×10 燃料の審査の前段階で意見交換、議論することが重要だということをおっしゃっていましたが、どのように論点を整理する必要があると捉えていますでしょうか。

○山中委員長 まず型式認証とトピカルレポートの運用をお考えということをお聞きしましたが、例えばトピカルレポート制度というのはまだ規制委員会が発足してから一度も運用したことがないので、それをもし申請をされるということになりますと、その準備を進める必要がございますので、どういう順番でどういうことを事業者のほうは考えているかということについては、やはり CNO 会議のような場を公開の場でやはり議論していく必要があるかなというふうに思っております。

○記者 意見交換会で ATF も話題になったのですけれども、海外で照射しなくても、国内で先行照射していいかどうかを含めて意見交換してもらえればという、そういった御趣旨の発言もあったと思いますが、これは海外の試験炉照射で得たデータは商用炉で少数体先行照射の審査を行うに当たって、あまり関係しないということをおっしゃっていたのですか。

○山中委員長 その発言は多分、杉山委員が御発言になったのではないかなというふうに思うのですけれども、少なくとも海外照射で今まではいわゆる実規模の、例えば 55G だ

ったら 55G の照射の結果を求めて国内の申請をしてもらうという、保安院時代はそういう手続を取っていたかと思うのですけれども、むしろ少数体であれば、特に照射データはなくて、既存のデータで、いわゆる炉外のデータで申請をしていただいて、少数体の照射を国内でやっていただくという、そういうことも可能なのではないかなという御意見だと私は理解していますけれども。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はあります。

ハセガワさん。

○記者 NHK のハセガワです。

今の ATF に関連して、そもそもとして、どんなところに期待があるかということと、規制委員会としてはどういう立場で導入に臨むというか、そこを伺えますか。

○山中委員長 少なくとも、ジルコニウム合金ベースの ATF については、僅かながら事故耐性が上がるという、そこは期待ができるところかなという期待は持っています。

さらにベースのジルコニウム合金について、私個人的な考えですけれども、ベースのジルコニウム合金について、きちんと改良が進んでいくということが並行して行われるならば、極めて意義の大きいことかなというふうに思っています。

○記者 今回の話だと、クロムでしたか、覆うという。それだとあまり大きな効果は望めないということなのですか。どういうことですか。

○山中委員長 例えば、事故の対応が 1 時間だったものが 10 時間に延びるとか、そういうような大きな劇的な変化はございません。数十分だったものが 10 分程度延びるとかという、それでもむしろ改善の方向に行くわけですから、それは望ましいことですし、そういう技術というのを開発していただきたいところはあります。

そもそも防災のジルコニウムについての研究開発というのは、ここ 10 年以上、止まっておりますので、海外から相当、通常運転時のジルコニウム合金の性能というのは劣った合金を今使っているという、そういう状態ですので、そういう状態というのはあまり好ましくないで、それはできれば改善してほしいなというふうに思っています。

○記者 ごめんなさい。10 年以上止まっているというのは、なぜ止まっているということなのでしたか。

○山中委員長 これは事業者のモチベーションの問題かなというふうに思っています。

○記者 あと、導入に当たっての課題、海外での試験炉での照射が必要だったりとか、少数で少しずつやったりとか、そういう手順を踏んでいくということですが、その導入に当たっての課題はどういうところにあると思いますか。

○山中委員長 恐らく、クロムコーティングそのものの健全性というのが大丈夫かというところですね。きちんと長尺の被覆管全体にわたってクロムコーティングができるか、それも湿式ではなくて物理コーティングされようとしていますので、技術的にはかなり

難しい技術だと思っています。その辺りの開発がうまくいくかというところがキーポイントかなというふうに思っています。

ただ、海外でも相当積極的にクロムコーティングについては進められていますので、日本もやはりそれに追従、遅れることがないように、安全上、向上の方向に行きますので、好ましいかなというふうには理解します。

○司会 ほかに御質問はいかがでしょうか。

ササキさん。

○記者 朝日新聞のササキと申します。

議題1の関係に戻ってしまうのですが、運転から60年超の炉の審査の議論について、今日、山中委員長は50年目にやっていることよりもプラスアルファの審査は必要だけれども、40年でやっている特別点検をそのままというのは必要ないのではないかというふうなお話をされていたかと思います。伴委員からも同様の御意見があったかと思いません。

素人感覚としては、40年よりも60年のほうが劣化は進んでいるわけで、むしろ40年よりも、より厳しい審査が必要なのかなとも思ったのですけれども、必要ないというお考えになる理由というのを教えていただけますでしょうか。

○山中委員長 40年目で行われている試験というのは、かなり特殊な、例えば圧力容器の胴回り100%超音波試験をなさいとか、あるいはコンクリートのコア抜きをして破壊強度等の試験をなさいとか、非常に特殊なものが追加されています。むしろ50年に追加して、それぞれの炉で特徴のあるところを私は試験をしたほうがいい。特別点検と比べて劣るかどうかというのは、これはそれぞれ見解を持たれるところだと思うのですが、私はそれぞれの炉に対して必要なところを50年目に対してプラスアルファで60年見るべきだと。

例えば非常に大きな地震を経験したような炉であれば、その地震に対して何か見るべきところ、例えばコンクリートのコア抜きが必要であればコア抜きをしていただく必要があるし、あるいは胴回りきちんと見る必要があれば見ていただく必要もあるし、溶接部を全部調べる必要があれば調べていただく必要があるし、その炉で調べないといけないところというのは変わってくる可能性があるので、そこをきちんと見てほしいなど。

この点については、まだ少し時間がありますので、議論を委員の間でさせていただきたいと思うのですけれども、例えば原子炉の水が若干汚れているような炉もございます。そういう炉では、やはり腐食の問題というのが重要になってきますし、それぞれの炉ごとに経年劣化の度合いというのは、やはり長くなれば当然特徴が出てくると私自身は考えているので、その辺りどういう項目を選んでいくのか。40年と同じようなものを選ぶ

べきなのか、あるいはそうでないのかというのは、これからの議論かなというふうに思っています。

○記者 分かりました。

関連で今日、片山長官から 60 年超の審査内容の検討については新制度への移行作業が一段落してからというようにお話がありました。この一段落してからというのは施行されてからということなのか、それとも数年以上たって 50 年時の審査の実績が積み重なってみないと検討もスタートできないということなのか、いかがでしょうか。

○山中委員長 50 年に近づいている炉というのは既に何基かございますので、恐らく 50 年の検査結果というのは、そんなに遠くない将来出てくるだろうと思いますので、あまり 10 年あとあるからといって、何年も待つということは私はないかなというふうに思っています。

少なくとも新しい法律が仮に提案されて、施行時期が決まった段階から、そんなに遠くない将来に決めておかないと、いわゆる 60 年ってそんなに時間的な余裕はあるとは私は思っていません。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 ほかにいかがでしょうか。

先ほど手を挙げられていたオノザワさん、いかがでしょうか。よろしいですか。では、ヤマダさんお願いします。

○記者 新潟日報社のヤマダと申します。よろしく申し上げます。

核物質防護の不備を受けて追加検査中の東京電力の柏崎刈羽原発についてちょっと都度都度同じ質問になってしまい恐縮なのですが、年の瀬も近いので、改めてお聞きすることになります。

是正措置命令を解除するかどうかの検査の現在の進捗状況と、その受け止め、年明けで 23 年の関連スケジュール感、公開の会合で議論されるタイミングはいつぐらい出てくるのかなどについて、お伺いしたいのですが、よろしく申し上げます。

○山中委員長 追加検査の状況でございますけれども、この前の臨時会で受けた報告では、多少の改善が見られるという報告を、検査の結果としては受けております。

近々また臨時会で検査の結果報告を受けて、恐らく年明けに公開の会合ができれば、私は開いて、皆さんに何らかの情報をお伝えをしたいというのと、それと伴委員と杉山委員が現地に行っていておりますし、年明けに石渡委員と田中委員も現地に行かれることになろうかと思っておりますので、できればそういう現地を見られた様子も含めて、公開の場で何か皆さんに御報告できればというふうに思っています。

○記者 ありがとうございます。それは 1 月にもみたいな。

○山中委員長 できれば 1 月に公開の場で何らかの報告ができればというふうに思っております。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにいかがでしょうか。

イワイさん。

○記者 日経新聞のイワイです。

議題1の話に戻るのですけれども、今日議論にあった、準備期間に事業者から申請があった場合に、認可を出せないケースというのが出てくる可能性はあるのでしょうか。

○山中委員長 少なくとも、現時点で手元にあるデータで審査を既にクリアしたものが認可をされないというのは、基本的に想定は、私自身はしておりません。

○記者 すると、私の受け止めなのですけれども、新しい新制度が施行するに当たっての準備ということで、形式的に審査をして認可をするということが必要であるということで、今回議論されたということでしょうか。

○山中委員長 形式的にというのは若干語弊があるかなというふうに思います。少なくともデータそのものを審査の中で見させていただくということについてはプラスアルファの審査になりますし、そこについては新しい制度に基づいたような評価をさせていただくということになりますので、これまでは見られなかったようなデータあるいは検査方法についての審査を加えてするということになるかと思えますけれども、事業者に対して何か新しいデータを追加して要求するということはありませんし、現状でデータを全く見ていないわけではないので、少なくとも物すごい不備のあるようなデータがその中に入っているというのは想像し難いので、現時点で何か不合格になるようなものが入っているというのは、私自身は想定をしていません。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかにいかがでしょうか。

マサノさんエンドウさん手を挙げていらっしゃいますが、1回目の方はもうよろしいでしょうか。それでは、マサノさん、エンドウさんで終わりにしたいと思います。マサノさんお願いします。

○記者 ありがとうございます。

議題1のままなのですが、経産省が原子力小委員会のほうで出したペーパーを見ますと、運転期間の在り方についてということで、やはり石渡委員が言っていた、そもそも論、ベースとなる運転期間は40年で延長する期間は20年プラスアルファということで、40年のところで認定するということになっているのですね。ただ、その要件が、脱炭素化によるGXへの貢献とか、自主的な安全向上に向けた事業者の体制整備の状況とか、あたかも電気事業法のほうに引っこ抜くということを行っていると思うのですが、一種の規制になっていると思うのですね。

それだったらむしろ、やはりこの40・20というのを基本的に変わらないのであれば、原子炉等規制法から引っこ抜く意味がないと思うのですが、その点はいかがですか。

○山中委員長 これは見解の繰り返しになりますけれども、運転期間については我々は意見を申し述べる立場にはないというのを原子力規制委員会では決定しておりますので、少なくとも40・60プラスアルファというところをお決めになったということについては、それは原子力小委がお決めになったということで、私どもが何か意見を述べる立場にはない。

どういうふうな制度になろうとも、我々は高経年化した原子力発電所の安全規制を行っていくという、それに我々の責任があるというふうに思っています。

○記者 今の点での確認なのですが、12月6日参議院環境委員会のほうでも、委員長が答弁された中身の確認、今のことと併せての確認なのですが、規制委として決定した令和2年7月29日の見解のとおり、コンクリート構造物等長期停止期間中も劣化する特性がございますことから、高経年化した原子炉の安全性の確認は、その停止期間も含めた暦年で行うべきものであると考えております。私もその考えを変えるつもりございませんと言っていますが、この高経年化した原子炉の安全性の確認には、特別点検は含まれているという理解でよろしいでしょうか。

○山中委員長 少なくとも40年の特別点検は、これまでどおり実施するつもりです。

○記者 先ほどちょっと質問がまずかったので繰り返しますが、片山長官が11月30日の委員会の中で、特別点検は40年目が基本だと思っておりますが、その後に、それよりも後になることを許容してもいいかというのは少しまた別の議論と言っています。

これは否定されたと。委員長の御判断で40年であると。それ以上に長く、それよりも後になるということは議論の余地はないという理解でよろしいでしょうか。

○山中委員長 少なくとも適合炉について、今、私がお話しできるのは、少なくとも40年目の特別検査はこれまでどおり実施するというところで結構だと思います。

○事務局 ちょっと事務方から補足をしたいと思います。

長官のおっしゃっていたのは、未適合炉について、要は40年の段階でもまだ運転しないものについて、いつやるのですかという話、ちょっと別の話なので、別に長官の話を今、委員長が否定されたということではないと思います。

○記者 理解しました。ありがとうございます。

○山中委員長 そのとおりです。

○記者 一旦ありがとうございます。

○司会 では、エンドウさんで、終わりにしたいと思います。

○記者 共同通信のエンドウです。2回目失礼します。

今までのもろもろを確認をさせていただきたいと思います。

今日の経過措置も概ね了承というところと理解したのですけれども、これでほぼ議論は出尽くした、大枠を決める段階までの年末という観点では議論は出尽くしたというふうに捉えてよろしいのでしょうか。委員長のお見解をお願いします。

○山中委員長 おおよそ論点になりそうなところは、既に委員の先生方、合意ができたかなというふうに私も理解しております。

○記者 その上で、経産省がまとまるまでの、向こうの先方の議論がまとまるまでですね、事業者聴取には進まないというところになっていると認識しています。

経産省の議論というのがどこまで行った段階で、例えばGXなのか、その前で経産省の段階での最終のところまで行って、部会のところまで合意すれば、ある程度、利用推進側の同意、案がまとまったというふうに捉えるのか、委員長としてはどの段階で諮りたいというふうにお考えでしょうか。

○山中委員長 私としては、経産省の意見がある程度まとまった段階で委員の先生方に諮って先に進みたい。そこで合意ができなければもちろんそれまでですけれども。

○記者 具体的にはどの段階を指すのですか。GX会議まで待つのですか。

○山中委員長 恐らく経産省の最終的な案がまとまった段階で委員会に諮りたいというふうに私自身は考えております。

○記者 早ければ来週にもというところだと認識しているのですけれども。

○山中委員長 その会議がいつになるかというのを私はちょっと意識しておりませんので。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 よろしいでしょうか。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—